

区・自治会連絡票取扱い確認表

自治会の総意が必要なものは、区・自治会連絡票で取り扱います。

自治会の総意が不要なものは、区・自治会連絡票によらず、各人が直接担当課へ相談してください。

No.	内容	詳細(例示)	自治会の総意	備考	担当課
1-1	規制が伴う交通安全施設	横断歩道の設置、信号機の設置	必要		くらし安全交通課
1-2	規制が伴う交通安全施設	道路の停止線、歩道ラインの標示の再塗装等	不要		くらし安全交通課
2-1	規制が伴わない交通安全施設	カーブミラー、車線分離標、カラー舗装等の新設	必要		土木課
2-2	規制が伴わない交通安全施設	カーブミラー、車線分離標、カラー舗装等の補修	不要	大規模補修の場合は総意が必要	土木課
3-1	ガードレール	設置	必要		土木課
3-2	ガードレール	修理	不要	大規模補修の場合は総意が必要	土木課
4	交通規制	通行規制等	必要		くらし安全交通課
5-1	注意喚起看板、幕	電柱幕の設置	必要		くらし安全交通課
5-2	注意喚起看板、幕	電柱幕の劣化等の修繕	不要		くらし安全交通課
6-1	防犯灯	新設	必要		くらし安全交通課
6-2	防犯灯	交換等	不要		くらし安全交通課
7-1	民地の防犯灯	新設	必要		くらし安全交通課
7-2	民地の防犯灯	交換等	不要		くらし安全交通課
8	掲示板	交換、修繕等	不要		みんなで課
9	空き地の雑草	草刈り	不要		環境政策課
10	空き家	草刈り、樹木の剪定等	不要		建築課
11	不法投棄	看板設置、回収	不要		廃棄物対策課
12	用水路	草刈り、清掃等	不要		下水道課
13	河川・排水路	草刈り、清掃等	必要	簡易的なものについては直接担当課へ連絡	土木課

No.	内容	詳細(例示)	自治会の 総意	備考	担当課
14	側溝・U字溝	清掃、交換等	必要	既製品のコンクリート蓋数枚の交換、数m程の軽微な汚泥の除去等、簡易的なものについては直接担当課へ連絡	土木課
15	道路	舗装、修繕等	必要	補修材で対応可能な軽微なアスファルト舗装の穴等、簡易的なものについては直接担当課へ連絡	土木課
16	道路拡幅		必要		市街地整備課
17	街路樹	伐採、剪定	必要	およそ3mまでの樹木で周辺に住家が隣接してなく作業の危険が伴わないものについては直接担当課へ連絡	土木課
18	道路用地	草刈り等	必要	簡易的なものについては直接担当課へ連絡	土木課
19	放置自転車	回収	不要		土木課
20	公園樹木	伐採、剪定	必要	倒木、落枝の危険がある場合は直接担当課へ連絡	都市計画課
21	公園遊具	撤去等	必要	破損等により危険がある場合は直接担当課へ連絡	都市計画課
22	公園内看板		不要		都市計画課
23	公園内設備	照明交換	不要		都市計画課
24	緑地	樹木伐採、草刈り、ハチの巣駆除等	必要	草刈り、ハチの巣駆除の場合は直接担当課へ連絡	都市計画課
25	児童遊園		不要		子育て支援課
26	区画整理事業地	事業中の区画整理事業地内の管理	不要		市街地整備課
27	調整池	草刈り	不要		下水道課
28	マンホール	汚水枳の振動	不要		下水道課
29	通学路	登下校時の緊急連絡	不要	緊急に迂回等の必要がある場合は直接学校へ連絡	学務課
30	動物の死骸		不要		クリーンセンター
31	ごみ集積所	ごみ集積所の新設、移動等	必要	ごみ集積所の新設、移動等については、所定の申請書があるため、連絡票は不要	クリーンセンター